

平成19年7月17日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年6月29日（金）13：30～15：00
場 所 鯉城会館「ルビー」
講演者 東京大学法学部教授 小早川 光郎
参加人員 50名

1 講演内容の概要について

【テーマ】： 消費者を取り巻く安全・安心の確保と検討状況

国民生活審議会「国民生活における安全・安心の確保策について」意見（H19.6）
によって講演を行った。

（1）現状

身近な場における安全・安心をめぐる事件・事故が多発している。
（エレベーター，ガス瞬間湯沸かし器，シュレッダー等）

（2）消費者施策

規制緩和の流れの中，官から民に役割がシフトしてきている。安全を確保し，安心
できる社会を実現するため，官民の新たなパートナーシップの構築が必要である。

（3）課題と対策

官から民の流れの中での官の役割

民間事業者が公的施設を適正に管理できるよう国や地方公共団体による基準の
策定，民間開放された検査・検定業務の運営適正化

事故情報等の収集・活用

事故情報データバンク構築等による事故情報・ヒヤリハット情報の収集・分析・
公表，官民協働によるリコール指針の作成や民間事業者による危険度の自主認定・
公表

迅速かつ公正な事後救済のための仕組み

多元的な紛争処理機能の構築・活用，民の損害賠償責任の明確化

企業の社会的責任の取り組みの促進

各団体相互の対話の場となる「ステークホルダー円卓会議」の開催等

官の役割

適切な情報提供，対話の場の設定，指針の策定，監視に重点化すること

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

Q：事故と「ヒヤリ・ハット」の区別は付けにくい。企業は事故より（より重大性の軽い）「ヒヤリ・ハット」に分類しがちである。例えば，転びそうになるのが「ヒヤリ・ハット」であれば，転んだのは事故のはず。仮に転んだことでケガを負わなくても，「ヒヤリ・ハット」に分類するのはおかしいのではないか。

A：講演で用いた「ヒヤリ・ハット」とは主に医療現場で用いられる用語である。製品の瑕疵により，住居でガスが出た場合は，たとえその場に人がいなかったとしても事故だと考える。



広島県県民生活部総務管理局消費生活室

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。